

熊本市立金峰山少年自然の家新施設整備運営事業

基本協定書（案）新旧対照表

NO	頁	第	1	(1)	①	ア	項目等	基本協定書（案）（令和4年6月21日修正版）	基本協定書（案）（令和4年4月20日公表）
1	1	第3	1				特別目的会社の設立	なお、特別目的会社は、本事業に係る入札説明書の内容を満たすものでなければならぬ。	なお、特別目的会社は、本事業に係る実施方針の第2-4-(1)イの内容を満たすものでなければならぬ。
2	2	第3	3				特別目的会社の設立	構成員は、事業契約期間中において、市の事前の書面による承諾なく、持株比率を変更できないものとする。	構成員は、事業契約期間中において、市の事前の書面による承諾なく、持株比率を変更できず、また、 <u>構成員以外の特別目的会社の株主をして、持株比率を変更させないものとする。</u>
3	2	第4	3				株式の譲渡等	構成員は、特別目的会社の設立時及び増資時において、別紙2の出資者誓約書を市に提出するものとする。	構成員は、特別目的会社の設立時及び増資時において、別紙2の出資者誓約書を市に提出し、また、 <u>構成員以外の特別目的会社の株主をして提出するものとする。</u>

NO	頁	第	1	(1)	①	ア	項目等	基本協定書（案）（令和4年6月21日修正版）	基本協定書（案）（令和4年4月20日公表）
4	4	第6	8				事業契約	<p>第1項の規定にかかわらず、選定事業者のいずれかの責めに帰すべき事由により令和5（2023）年1月30日までに事業契約の締結に至らなかった場合は、市は、選定事業者に対し、前項の違約金に加え、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の10に相当する金額を違約金として請求することができるものとする。選定事業者のうち帰責事由を有する者は、当該違約金の支払義務を連帯して負担するものとし、市の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	<p>第1項の規定にかかわらず、選定事業者のいずれかの責めに帰すべき事由により令和5（2023）年1月30日までに事業契約の締結に至らなかった場合は、市は、選定事業者に対し、前項又は次条の違約金に加え、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の10に相当する金額を違約金として請求することができるものとする。選定事業者のうち帰責事由を有する者は、当該違約金の支払義務を連帯して負担するものとし、市の指定する期間内に支払わなければならない。</p>